

木古内町失業者生活支援助成金事業について

新型コロナウイルス感染症の影響で失業を余儀なくされた方に対し、生活支援をすることを目的に助成金を交付します。

なお、申請期限が3月31日（木）までとなっていますので、対象となる方は、役場町民課福祉年金担当窓口で申請してください。

■対象

次の要件を満たす者（事業者向け助成金等を受給した事業者と同一世帯の方を除きます。）

- (1)令和3年4月1日時点で、町内に住所を有する方
- (2)令和3年4月1日から令和4年3月31日までに新型コロナウイルス感染症の影響で失業し雇用保険の手当の給付の対象とならない方

■助成額 1人あたり10万円

■申請に必要なもの

- ①申請書（町ホームページまたは役場町民課窓口で受け取れます）
- ②身分証明書の写し（マイナンバーカードや運転免許証等）
- ③振込口座の通帳の写し
- ④新型コロナウイルス感染症の影響で失業したことがわかる書類（「退職証明書」や「個人事業の廃業等届書の控え」など）

■申請先 町民課住民グループ（福祉年金担当） ☎01392-2-3131

知ってますか？ 道の「苦情審査委員」制度

○道が行った業務や制度の内容を審査する制度が、「北海道苦情審査委員」制度です。

○皆さん自身の利害に関する苦情であれば、苦情審査委員に申立てができます。

○皆さんに代わって、苦情審査委員が公正で中立的な立場から、道の関係機関に対し、必要な調査等を行います。

○審査の結果、道の業務に不備な点や制度に問題があるときは、道の機関に是正や改善を求めます。

○もちろん、個人情報の保護にも十分配慮します。

①苦情申立の窓口は、道庁の道政相談センターか各総合振興局（振興局）の総務課。

②苦情申立書及びリーフレットを用意しています。

③道のホームページからでも申立書をダウンロードできます。

→トップページの「総合案内」の

道政相談等の窓口（または「道政相談」で検索）

→「2 苦情審査委員の窓口」の

道政に関する苦情申立ては、北海道苦情審査委員へ

→4 苦情申立てについて（申立書はこちら）

④苦情申立書に必要な事項を記入し、苦情申立ての窓口に提出してください。

また、郵送、ファックス、メールでも申立てができます。

■問い合わせ

・北海道総合政策部知事室道政相談センター 〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

☎011-204-5523（直通） FAX011-241-8181

メール kujyou.koueki@pref.hokkaido.lg.jp ・渡島総合振興局総務課 ☎0138-47-9411